

大阪市条例第7号

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する 条例の一部を改正する条例

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例(平成5年大阪市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第23条の2の4第1項中「及び法」を「、法」に、「特別管理産業廃棄物処理基準」を「特別管理産業廃棄物処理基準及び法第16条の3に規定する指定有害廃棄物の保管、収集、運搬又は処分(同条第2号に掲げる方法によるものを除く。)に係る同条第1号に規定する基準」に改める。

第37条第2項中「第15条の2の6又は」を「第15条の2の6、第15条の19第4項又は」に改め、同条第3項中「及び第2項」を「若しくは第2項」に、「又は第19条の6第1項」を「、第19条の6第1項、第19条の10第1項又は第21条の2第2項」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第23条の2の4第1項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われる産業廃棄物の保管の届出書の提出及び保管に係る変更の届出について適用し、施行日前に行われた産業廃棄物の保管の届出書の提出及び保管に係る変更の届出については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第37条第3項の規定は、施行日以後に同項に規定する処分を受けた者について適用し、施行日前に同項に規定する処分を受けた者については、なお従前の例による。